

## 青森県代行事業（市町村道）事務取扱要領

青森県県土整備部道路課

### （趣旨）

第1条 この要領は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）、山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）、半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）（以下「代行事業関係法」という。）に基づき、青森県（以下「県」という。）が行う市町村道の新設又は改築に係る事業（以下「代行事業」という。）の施行、及び代行事業を行う場合において、県が当該市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （代行事業の基本的な考え方）

第2条 代行事業は、代行事業関係法における目的のため、国土交通大臣が指定する基幹的な市町村道について、県がその新設及び改築を行うものであり、代行事業関係法の定めにより、これに要する経費については県が負担するものとする。

### （基幹道路指定の通知）

第3条 青森県知事（以下「知事」という。）は、代行事業関係法による基幹道路の指定がなされ、国土交通大臣からその通知があったときは、速やかに、当該基幹道路を所管する市町村長（以下「市町村長」という。）に対し、基幹道路の指定について（様式3-1）により通知するものとする。

2 県土整備部長（以下「部長」という。）は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、当該代行事業を所管する地域県民局長（以下「局長」という。）に対し、基幹道路の指定について（様式3-2）により通知するものとする。

### （代行事業に関する協定）

第4条 代行事業の施行にあたり、局長は、代行事業に関する協定書（様式4）を市町村長と取り交わすものとする。

### （工事の施行及び完了の報告）

第5条 局長は、代行事業に係る工事を施行しようとするときは、あらかじめ、部長に対し、工事の施行について（様式5）により報告するものとする。

2 前項による報告をした後に、その内容に変更を生じる場合又は廃止する場合

は、あらかじめ、部長に対し、工事の内容の変更（廃止）について（様式6）により報告するものとする。

- 3 局長は、前2項により報告した工事の全部または一部が完了し、工事の完了に伴い工作物等を市町村長へ引渡ししようとする場合には、速やかに、部長に対し、工事の完了について（様式7）により報告するものとする。

#### （工事施行の告示）

第6条 知事は、前条第1項に基づく報告があったときは、速やかに、代行事業関係法による市町村道に関する工事の施行について（様式1-1～1-4）により、路線名、工事区間、工事の種類及び工事開始の日を告示するものとする。

#### （工事施行の通知）

第7条 知事は、前条に基づく告示をしたときは、速やかに、市町村長に対し、代行事業に係る工事の施行について（様式8-1）により通知するものとする。

- 2 部長は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、局長に対し、前条に基づく告示がされたことについて（様式8-2）により通知するものとする。

#### （工事完了の告示）

第8条 知事は、第5条第3項に基づく報告があったときは、速やかに、代行事業関係法による市町村道に関する工事の完了について（様式2-1～2-4）により、路線名、工事区間、工事の種類及び工事完了の日を告示するものとする。

#### （工事完了の通知）

第9条 知事は、前条に基づく告示をしたときは、速やかに、市町村長に対し、代行事業に係る工事の完了について（様式9-1）により通知するものとする。

- 2 部長は、前項の規定による通知がなされたときには、速やかに、局長に対し、代行事業に係る工事の完了について（様式9-2）により通知するものとする。

#### （工事完了時の工作物の引渡し）

第10条 知事は、前条第1項に基づく通知をしたときには、速やかに、市町村長に対し、工作物等引渡書（様式10-1）により引渡しするものとする。

- 2 前項の引渡しの際には、当該部分における道路法第24条による工事の承認及び同法第32条による道路占用の許可に係る工作物についても、これに関する書類とともに引渡しを行うものとする。

- 3 前項に係る引渡書の交付は、局長を経由して行うものとする。

- 4 市町村長は、前項の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対し、工作物等

引受書（様式10-2）を提出するものとする。

5 前項の引受書の提出は、局長を経由して行うものとする。

（関係書類の保管）

第11条 局長は、代行事業に係る次に掲げる書類を、全区間完了時における関係書類の引継ぎまで保管しておくものとし、会計年度ごと等の一部区間完了に伴う関係書類の引継ぎは、前条第1項の規定により引継ぐものを除き、原則として行わないものとする。

- (1) 工事請負契約書の写し及び完成検査調書
- (2) 実施設計図（平面図、標準横断図、縦断図、横断図、構造図等）
- (3) 用地買収等契約書及び登記済証
- (4) 用地平面図、公図等の写し
- (5) 損失補償に関する書類
- (6) 道路法第24条による工事の承認及び同法第32条による道路占用の許可に関する書類（図面、不法占用等の処理経過に関する書類を含む）
- (7) その他参考となる資料

（工作物の引渡しに係る現地確認）

第12条 局長及び市町村長は、第10条による引渡しにあたり、現地立会いのうえ、代行事業現地完了確認書（様式11）により、引渡区間の完了の確認及び前条に基づく関係書類の引継ぎをするものとする。

（各種検査への対応）

第13条 会計実地検査、国庫補助事業等完了検査、県監査等の事業完了に伴う各種検査等は所管地域県民局において対応することとし、これらに必要となる書類の引渡しは、前条の規定にかかわらず当該検査等の終了後とする。

2 前条及び前項において疑義が生じた場合は、局長及び市町村長は、協議してその処理に当たるものとする。

（用地買収に係る取扱）

第14条 代行事業に係る用地の買収は、原則として工事着手前に市町村において行うものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第15条 代行事業関係法の定めるところにより、代行事業を行う場合において、県が当該市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第4条第1項各号（第2号（災害復旧に関する工事の施行）を除く）に掲げるものとする。

- 2 前項に規定する県の権限は、代行事業関係法の定めるところにより、第6条の規定に基づく告示における工事の開始の日から第8条の規定に基づく告示における工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第4条第1項第24号（一時使用に伴う損失補償）及び第25号（道路の新設又は改築に伴う損失補償）に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日以後においても行うことができるものとする。
- 3 局長は、道路法施行令第4条第1項第18号（道路一体建物に関する協定）、第19号（利便施設協定の締結等）の権限を行おうとするときには、（様式12-1）により市町村長の意見を聴くものとする。
- 4 局長は、道路法施行令第4条第1項第6号（道路の占用の許可）、第8号（国の占用の特例）の権限を行ったとき、又は、道路法施行令第4条第1項第1号（道路の区域の決定又は変更）、第26号（道路管理者等の監督処分）の権限が行われたときには、速やかに、その旨を（様式12-2）により市町村長へ通知するものとする。

#### 附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。